

75 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【7, 636 (16, 383) 百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置します。

<背景/課題>

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門について、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門してはならない義務」という2つの相反する義務が存在しています。
- ・このような事態を打開するためには、関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探っていくことが不可欠です。
- ・関係者による話合いの結果を予断することはできませんが、開門することになった場合にも対応できるよう所要の予算を措置する必要があります。

政策目標

関係者間による対話を深め、歩み寄りの途を探るとともに、開門することになった場合にも対応できるようにする。

<主な内容>

1. 対策工事

開門することとなった場合に防災・農業・漁業への影響が生じないように、対策工事の後年度負担分を措置します。

2. 施設管理

開門することとなった場合の海水淡水化施設等の管理予算を措置します。

3. 環境調査

有明海、諫早湾等の潮位・流速、水質等の調査を実施します。

(事業実施主体：国)

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-1709)]